**別記様式第２２号**（規格Ａ４）（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄物再生事業者登録申請書  　 　　　 　　　年　　月　　日  　　群馬県知事　　あて  　　　　　　申 請 者  　　　　　　ふりがな  　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　ふりがな  　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  　　　　 　　電話番号  　　　　　　郵便番号  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 | | |
| 事務所及び事業場の  所在地 | | 事務所  　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 事業場  　　 　　　　電話番号 |
| 廃棄物の  再生に係る  事業の内容 | 再 生 の  方　　法 |  |
| 廃 棄 物  の 種 類 |  |
| 事業の用に供する施設  の種類、数量並びに構  造及び設備の概要 | | 別紙１のとおり |
| 経理的基礎に関する  資料 | | 別紙２のとおり |
| ※事務処理欄 | |  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類  及び図面 | １　事業計画の概要を記載した書類  ２　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  ３　申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類  ４　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書  ５　申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限る。）  ６　業務経歴を記載した書類  ７　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面  ８　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類  ９　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  10　申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を有している場合には、その許可証の写し  11　申請者が古物営業法（昭和24年法律第108号）第３条第１項の古物商の許可を有している場合には、その許可証の写し  12　申請者が廃棄物再生事業を適正に行うことができる者であることを証する書類（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し） |
| 備考  　１　※の欄は記入しないこと。  　２　２部提出すること。 | |
| ※手数料欄 | |
|

添付書類等の一覧表

|  |
| --- |
| （別紙１）事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要 |
| （別紙２）経理的基礎に関する資料 |
| （別紙３）事業計画の概要 |
| 事務所、事業場等の案内図（住宅地図等の写しで可） |
| 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  （施設の構造等を明らかにするものであれば、写真でも可） |
| 申請者が施設の所有権を有することを証する書類 |
| 申請者が施設の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類  （使用権原については、申請者が施設を長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できるものであること。） |
| 再生事業に伴って発生する廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面  （委託処理の場合は、委託先の産業廃棄物処理業許可証の写し及び申請者と委託先との契約書の写し） |
| 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書 |
| 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）、住所、生年月日が記載されたもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの。） |
| 業務経歴を記載した書類 |
| 申請者及び役員等が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約書する書面 |
| 申請者が法人である場合には、直近３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 |
| 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直近３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 |
| 申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を有している場合には、その許可証の写し |
| 申請者が古物営業法（昭和24年法律第108号）第３条第１項の古物商の許可を有している場合には、その許可証の写し |
| 申請者が廃棄物再生事業を適正に行うことができる者であることを証する書類（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し） |
|

（別紙１－１）

事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

　（総括表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　類 | | 数　量 | 設　　置　　場　　所 | 処理能力 |
| 保  管  施  設 | （処理前） |  |  |  |
| （処理後） |  |  |  |
| 再  生  施  設 |  |  |  |  |
| 運  搬  施  設 |  |  |  |  |
|

注１　申請する事業場に係る施設について記入すること。

２　再生施設については、古紙の梱包施設、金属くずの選別施設及び加工施設、空き瓶の選別施設等法施行規則第16条の２第２号イからホまでに掲げる施設について記入すること。

（別紙１ー２）

事業の用に供する施設の種類並びに構造及び設備の概要（保管施設）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 処理前の廃棄物の保管施設 | 処理後の廃棄物の保管施設 |
| 保管する廃棄物  の種類 |  |  |
| 保管施設の所在地 |  |  |
| 保管施設の面積 |  |  |
| 保管能力（容量） |  |  |
| 飛散防止対策 |  |  |
| 流出防止対策 |  |  |
| 地下浸透防止対策 |  |  |
| 悪臭発散防止対策 |  |  |
| 害虫発生防止対策 |  |  |
| 火災防止対策 |  |  |
| 備　　　　　　考 |  |  |
|

注　複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。

（別紙１－３）

事業の用に供する施設の種類並びに構造及び設備の概要（再生施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 |  |
| 法第８条第１項又は  第１５条第１項の  設置許可の有無 | 一般廃棄物（　　　　年　　月　　日許可）  有　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 　　無  産業廃棄物（　　　　年　　月　　日許可） |
| 再生する廃棄物  の種類 |  |
| 施設の設置場所 |  |
| 処理能力 | ／日  （ 　　　　　　　／時間） |
| 稼働予定時間 | 時間／日 |
| 技術管理者職氏名 |  |
|

　（再生処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処理方法）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の種類 | |  |
| 発生量 | |  |
| 処分方法 | | 埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却  　中間処理、売却の場合は具体的な方法 |
| 処 分 先 | 自己処理 | (処分場所) |
| 委託処理 | (処分業者名) |
| (所　在　地) |
|

（公害防止対策等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水  質  関  係 | 処理前の水質  　　　　　（計画値） |  |
| 処理後の水質  （計画値） |  |
| 水　　　　　　　　量 |  |
| 排水処理方法 |  |
| 放流先の概要 |  |
| 大  気  関  係 | 処理後の排ガスの質  （計画値） |  |
| 排ガス量 |  |
| 排ガスの処理方法 |  |
| 騒  音  関  係 | 発生源の騒音レベル |  |
| 敷地境界の騒音レベル |  |
| 騒音防止対策 |  |
| 振  動  関  係 | 発生源の振動レベル |  |
| 敷地境界の振動レベル |  |
| 振動防止対策 |  |
| 悪臭防止対策 | |  |
| 粉じん防止対策 | |  |
| 飛散防止対策 | |  |
| 流出防止対策 | |  |
| 地下浸透防止対策 | |  |
| 火災防止対策 | |  |
|

注１　複数の施設がある場合は、施設ごとに記入すること。

２　施設の設置場所欄は、設置場所の地番すべてを記入すること。

３　処理能力欄は、１日当たりの処理能力を又はﾄﾝの単位で記入し、（　）内に時間当たりの処理能力を記入すること。

（別紙２）

経理的基礎に関する資料

１　資産等の状況 　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | | | 年　　月 | 年　　月 | 年　　月 |
| 資  産 | 流動資産計 | |  |  |  |
| 固定資産計 | |  |  |  |
| 繰延勘定計 | |  |  |  |
| 合　　　　計 | |  |  |  |
| 負  債 | 流動負債計 | |  |  |  |
| 内  訳 | 短期借入金 |  |  |  |
| その他負債 |  |  |  |
| 固定負債計 | |  |  |  |
| 内  訳 | 長期借入金 |  |  |  |
| その他負債 |  |  |  |
| 引　当　金 | |  |  |  |
| 自己資本計 | |  |  |  |
| 内  訳 | 資本金・出資金 |  |  |  |
| 資本剰余金 |  |  |  |
| 利益剰余金 |  |  |  |
| (当期税引後利益) |  |  |  |
| 合　　　　　計 | |  |  |  |

注１　申請者が法人である場合に、直近３年の各事業年度における決算について記入すること。

２　申請者が個人である場合には、直近３年の確定申告の結果等に基づき記入すること。（繰延勘定計及び自己資本計の各欄は、記入不要）。

２　損益計算の状況 　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | | | | 自 　年　　月  至 年　　月 | 自 　年　　月  至 年　　月 | 自 　年　　月  至 年　　月 |
| 営  業  収  支 | 売  上 | 売上高 | |  |  |  |
| 売上原価 | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
| 総利益額 | |  |  |  |
| 販  売  費  及  び  管  理  費 | 販売費 | |  |  |  |
| 管理費 | |  |  |  |
| 内  訳 | 給料・手当 |  |  |  |
| 福利厚生費 |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |
| 租税公課 |  |  |  |
| その他費用 |  |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |  |
| 営業利益計 | | |  |  |  |
| 営  業  外  収  支 | 営業外収入 | | |  |  |  |
| 営業外支出 | | |  |  |  |
| 営業外利益計 | | |  |  |  |
| 法人税等充当金 | | | |  |  |  |
| 当期税引後利益 | | | |  |  |  |

注１　申請者が法人である場合に、直近３年の各事業年度における決算について記入すること。

２　申請者が個人である場合には、直近３年の確定申告の結果に基づき記入すること。（法人税等充当金欄は所得税の納付すべき額を記入し、当期税引後利益は、記入することを要しない。）。

３　利益金処分（欠損金処理）の状況（法人の場合のみ） 　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | | 自　 年　　月  至 　年　　月 | 自 　年　　月  至 年　　月 | 自 　年　　月  至 年　　月 |
| 前期繰越金 | |  |  |  |
| 当期利益金 | |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |
| 処  分  内  訳 | 法定及び任意積立金 |  |  |  |
| 配当金 |  |  |  |
| 役員賞与 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 次期繰越金 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

注　申請者が法人である場合にのみ、直近３年の各事業年度における決算について記入すること。

４　資産に関する調書（個人の場合のみ）

(1) 預貯金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金 融 機 関 名 | 預金の種類 | 残　　　　高 |
|  |  | 千円 |

注　金融機関の残高証明書を添付すること。

　(2) 有価証券

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発　　行　　者 | 種　　類 | 価格（額面価格） |
|  |  | 千円 |

　(3) 不動産（土地、建物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 所 在 地 | 面　　積 | 価格（固定資産評価額） |
|  |  |  | 千円 |

注　種類欄には、土地については宅地、農地等の別、また建物については住宅、工場等の別を記入すること。

（別紙３）

事業計画の概要

１　既に処理業の許可を有している場合には、その許可番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 都道府県・市名 | 許可番号 | 都道府県・市名 | 許可番号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　現在、許可申請中の区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都道府県・市名 | 都道府県・市名 | 都道府県・市名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　事業計画の概要

　(1) 廃棄物の収集方法、排出事業所等

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の収集方法 |  |
| 主な排出事業所  又は搬入業者名 |  |

(2) 年間再生予定量等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃棄物の種類 | 再生方法 | 年間再生  予 定 量 | 再生品の種類 | 主 な 販 売 先 |
|  |  |  |  |  |

４　業務経歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年　　月　　日 | 業　　　務　　　経　　　歴 |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |

５　役員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役 職 名 | 氏　　名 | 住　　　　　　所 | 担当業務及び資格 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|

注　全役員について記入すること。

（再生事業者登録用）

誓　　約　　書

　　　　 　　 　 　 　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　　群馬県知事　　あて

　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　 氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

私は、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでのいずれ

当法人は、

にも該当しない者であることを誓約します。

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号  イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの  ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ニ　この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ヘ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの  ト　ヘに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人(注2)であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの  チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第５項第２号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの  ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの  ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの  　　注１　その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  　　注２　政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの  　　　(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）  　　　(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |